



トレーラー等でご利用のお客さまへ 料金案内はけん引なしの車種で通知します

平成29年6月3日(土)からの新料金移行に伴い、阪神高速におけるけん引車(トレーラーヘッド車等)の車種区分が変更になりました。

音声通知・料金表示については、以下のとおり「けん引なしの車種料金」でのご案内となり、実際のご請求額とは異なる場合があります。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

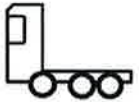
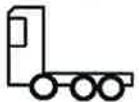


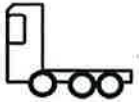


2 軸

6月3日～

 + なし	音声通知 料金表示	中型車
	請求	中型車
 +  1軸	音声通知 料金表示	中型車
	請求	大型車 
 +  2軸	音声通知 料金表示	中型車
	請求	特大車 

3 軸

6月3日～

 + なし	音声通知 料金表示	大型車
	請求	大型車
 +  1軸	音声通知 料金表示	大型車
	請求	特大車 
 +  2軸	音声通知 料金表示	大型車
	請求	特大車 

詳細につきましては裏面をご確認ください。

※なお、6月3日(土)から通行料金の案内方式を改め、現行の「入口での案内」から「出口での案内」へ変更しました。車載器からの料金案内は出口で行いますので、ご注意ください。



トレーラー等でご利用のお客さまへ 料金案内はけん引なしの車種で通知します

けん引車でのご利用に関する よくいただくご質問

- Q. なぜ、けん引状態を反映した通知ができないのか？
- A. 阪神高速のETCレーンでは、料金所設備の関係上、実際のけん引状態を把握したうえで料金案内をおこなうことができないためです。
- Q. 利用履歴発行プリンターや車載プリンターなどの印字は？
- A. 上記のような「ETCカードに書き込まれた情報」を印字する機器については、けん引の有無に関わらず、けん引なしの車種料金で印字されます。
- Q. けん引状態を反映した料金は何を見れば分かるのか？
- A. ETC利用照会サービスでは、通行後4～5時間程度で表示される明細から、けん引状態を反映した料金をご確認頂けます。ぜひ、ETC利用照会サービスをご利用ください。
- Q. 環境ロードプライシングは適用されているのか？
- A. 環境ロードプライシングについても、けん引前の車種が割引適用外の場合、割引案内はされません。実際のご請求はけん引状態を反映したうえで、大型車・特大車となった場合には、割引を適用いたします。
- Q. どうしても走行直後に利用証明書が必要だ。
- A. 料金所にて[一般]または[ETC／一般]レーンにて一旦停車いただき、係員にETCカードを手渡してください。けん引状態を反映した利用証明書を発行いたします。

※車載器を搭載している旨のご申告を頂いた場合は、利用証明書への料金表示はありません。出口をETC無線通行して頂くことで、正しい車種の料金案内をいたしますので、ETC利用履歴発行プリンターにて実際のご請求額を印字することが可能です。車載器を搭載している旨のご申告が無い場合、利用証明書に最遠端料金にて表示しますが、距離に応じた料金を適用することはできません。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力の程お願いいたします。